

受付印

市民税・府民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

給 与 所 得 者	フリガナ	京丹波町長 様										担 当 者	係 年 度	特別徴収 指定番号			
	氏名	京丹波町長 様												氏名	宛名番号		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日生												電話	特別徴収 指定番号		
個人番号											個人番号又は法人番号		年 度	宛名番号			
住 所	1月1日 現在											異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額		
1月1日 異動後											年					1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)
新 姓											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	月分から 月分まで 円	月分から 月分まで 円	控除社会保険料額	円

◎給与と所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目に必ず記載してください。

新しい給与支払 者(特別徴収義務 者)	所在地 〒	特別徴収指定番号	左記勤務先へは月割額 円を
名称		電話	月分 から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一 括 徴 収	一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備 考
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。	本人の印	月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)
	2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。		月 日	円		左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)

一 括 徴 収	一括徴収しない場合	
	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2. 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4. 死亡による退職のため。

特別徴収 処理欄	年度	月分以降 の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収 4. その他	点 検
	年度	月分以降 の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収 4. その他	点 検

- 異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。
- 退職者については、この異動届出書のほか、翌年の1月31日までに給与支払報告書の提出が必要です。
- この用紙は太枠内に必要事項を記入し、3部複写されたものを3部とも提出してください。
- 「一括徴収」する場合は、理由欄を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合は給与所得者の印を押印してください。
一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。